

上関原発用地埋立禁止 #28 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com <https://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou>
郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

上関原発住民訴訟



上告受理申立理由書提出！

小畑 太作

広島高裁不当判決（2020年1月22日）に対する、上告受理申立理由書を4月17日付で最高裁に提出しました。執筆と提出の労を執って下さった、田川瞳弁護士をはじめ、弁護団の皆様にはこの場を借りて深く感謝申し上げます。

本裁判が始まった2013年8月から7年が経過することを思うときに、時ここに至ったことに改めて考えさせられます。

本訴訟が最高裁まで争われるであろうことは、提訴時から予想されたことでした。つまり、当方は負けても上告まで行く覚悟でしたし、先方は行政で全く身を削らないので、よほどの世論の変動が無い限りは負けたら上告まで為すであろうということをです。また、当初の想定は、この国の司法の現実を見るに前者であろうと思っていました。果たして想定どおりとなったわけですが、よい意味で想定外となったのは、ご承知の通り地裁での一部勝訴、といっても核心部分において勝訴したことでした。もっとも、当たり前の判決なのですが、それが想定し難かったのは、単に司法への不信が拭えないと言うだけのことです。そして正に、この不信を更に深めさせられたのが、広島高裁の1月22日の不当判決でした。

原告等は2月3日付で上告受理申立書を提出、更に2月5日付で原告団と弁護団の連名で声明を表しました（『News』#26掲載）。そこにあるとおり、先の広島高裁不当判決の問題の根は、自治体政府と一企業の権利のみを取り扱い、住民の権利を一顧だにしなかったところにあります。この度提出した上告受理申立理由書は、当然この点を踏まえ、更に、実は中電は判断留保こそを願っていた事実、そしてそれらは公有水面埋立法の解釈の過ちに繋がり、結果、不当な判決となったこと、また一方で、知事は免許延長の許否処分が出来るどころ、裁量権を逸脱して違法に判断留保をしたことも高裁は見逃していることが主張されています。詳細は同送の理由書をご覧ください。

従って、判決の言わば先ずの分水嶺というべき点は、公有水面の公共性、すなわち国の財産という事をどう見るかということに掛かっているとと言えます。もっとも、そこを越えたとしても、その公共性と住民の権利をどの程度切り結ぶかという更なる分かれ道はあるとしてもです。

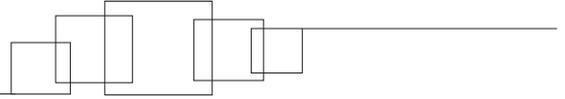
それは、別の言い方をすれば、憲法が主軸とする主権在民を適切に捉えているかどうかと言うことです。「国の財産」と記しましたが、「国」を「国政府」と同意義にしか捉えていないとすれば、彼の広島高裁判決がまたしても導き出されるでしょう。それは、大抵の問題の根底に横たわる戦前・戦中が今も継続しているという問題です。そしてそれをより具体的に言えば、靖国・天皇制の問題がここにも横たわっていると言うことでしょう。

勝っても負けても、わたしたちの闘いは続いていくのです。

（おばた・たいさく／事務局長）



上関原発に関する質問 (5) に対する県庁の回答



当方の5度目の質問(2020年3月23日付)に対する、2020年4月7日付の山口県庁による回答です。相変わらず回答になっていないのと、これも相変わらずですが、知事名は勿論、回答責任者の個人名も出さないという不誠実さ。これに対して、口頭での説明を求めましたが県庁はこれも拒否している中、感染症対応のため、当方も交渉を一時中断しました。改めて再開したいと考えています。

質問書は、前号に掲載してあります。これまでのすべての質問と回答のまとめを御入り用の方は、事務局迄ご請求下さい。



令 2 港 湾 第 2 1 号
令和 2 年 (2020 年) 4 月 7 日

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑 太作 様

山口県土木建築部港湾課長



「上関原発に関する質問」に対する回答書に関する要望
及び上関原発に関する質問(5)に対する回答について

令和2年3月23日付けで要望及び質問のあったこのことについては、下記のとおりです。

なお、回答書を手交し、質疑応答の機会を設けるよう御要望をいただきましたが、これまでも回答しているとおおり、本件住民訴訟は係争中であり、訴訟の関係者が、係争中の事件やこれに関連する事項について、裁判以外の場でお互いの主張を口頭でやり取りすることは適切ではないと考えています。令和元年7月の埋立免許延長許可についても、別の訴訟で係争中です。

貴会からは、令和元年10月から令和2年3月まで、5回にわたり文書で御質問をいただき、県の文書回答に対し、「回答になっていない」との御指摘もいただいておりますが、県としては、今回も含めて、真摯に回答しているものと認識しておりますので、回答書を手交し、質疑応答の機会を設けることについては、御要望に添いかねます。

記

2 公有水面埋立免許の3年6ヶ月延長許可について

<(1)及び(2)に対する回答>

これまでも回答しているとおり、新規制基準は、原子炉等規制法に基づき事業者と原子力規制委員会との間で行われる原子炉設置許可手続に係るものであり、埋立免許の延長許可は原子炉設置許可とは法体系を別にしてしていることから、新規制基準が上関原発に適用されるかどうかは、公有水面埋立法に基づく期間延長の正当な事由の審査の対象ではありません。

この度の延長申請については、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると中国電力の主張に合理性があり、期間延長に正当な事由があると認められたことから、延長を許可したものです。

<(3)に対する回答>

これまでも回答しているとおり、申請書及び補足説明回答書において、平成25年の新規制基準施行後、上関原発にも鉱物脈法が適用できるかどうか、平成28年8月上旬まで検討を行った後、同月下旬に鉱物脈法による陸上ボーリング調査の実施を決定し、その時点で、陸上ボーリング調査の結果次第では海上ボーリング調査の実施が必要になる可能性があることを認識していたとの説明がなされています。

また、陸上ボーリング調査を実施したところ、十分な結果が得られなかったことから、多角的に説明を行うことで原発の安全審査に万全を期す必要があると判断し、令和元年5月下旬に上載地層法による海上ボーリング調査の実施を最終的に決定したとの説明もなされています。

県としては、原発の安全審査に万全を期するためにボーリング調査を実施すると事業者の説明に合理性があると認めたところです。

<(4)に対する回答>

これまでも回答しているとおり、この度の延長許可については、埋立工事に先立って海上ボーリング調査を実施しなければならないことが主張されていることから、海上ボーリング調査の所要期間と合わせて、新たな竣功期限を工事着手の日から13年3月以内としたものです。

なお、一般海域の占用許可は、一般海域の利用に関する条例に基づく手続であり、埋立免許の延長許可とは法体系を別にしてしています。

<(6)に対する回答>

これまでも回答しているとおり、原発の新增設について、国会答弁などで「現時点で想定していない」との考え方が述べられていることは承知していますが、この度の延長申請については、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えて

いない」との見解が、今回、改めて国から明確に示されたことから、土地需要があると判断し、延長を許可したものです。

<(7)に対する回答>

工程表の提出は求めています。

竣功期限に向けて、どのように対応するかは、事業者において判断されるべきものです。

3 海上ボーリング調査

<(1)及び(2)に対する回答>

一般海域の適正かつ公平な利用を確保することを目的とする、一般海域の利用に関する条例の申請において、条例の施行規則により同意を求めている利害関係人は、占用区域において、排他・独占的な権利である漁業権を有する者です。

<(3)に対する回答>

これまでも回答しているとおり、一般海域の占用許可は、原子力発電所本体工事とは別の、一般海域の利用に関する条例に基づく申請です。

申請では、海上ボーリング調査について、原発の安全審査に万全を期すために実施するとの事業者の説明に合理性があることが認められ、申請内容が条例の許可基準に適合していることから許可したものです。

<(5)及び(6)に対する回答>

竣功期限に向けて、どのように対応するかは、事業者において判断されるべきものです。

2 「公有水面埋立免許」に関すること

担当：港湾課港政班

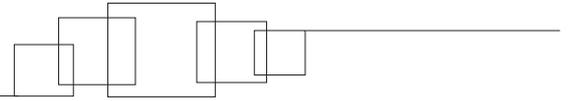
TEL：083-933-3810

3 「海上ボーリング調査」に関すること

担当：河川課水政班

TEL：083-933-3770

中国電力（株）への質問



以下の質問書を提出したのですが、期日を過ぎても音沙汰がないので当方から電話をしたところ、地域共創本部 広島県域グループのニシムラなる人が出てきて曰く「回答はしない」「回答しないということも知らせない」ことにしたと。抗議と交渉の結果、無視したことについては謝罪したものの、回答しないことについては変わらず。理由は、裁判支援をしている団体だからだそうで…。

そこで、4月23日付で、同内容の質問を今度は、顧客 小畑太作個人で提出したところ、直ぐに同人から電話が掛かってきて曰く、小畑太作には回答しない、と。

次は、口頭回答を求めて中電への訪問を検討中です。

2020年3月23日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希茂様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会

事務局長 小畑太作

携帯電話 080-5029-5599

上関原発に関する質問

わたし達は、上関原発用地埋立禁止住民訴訟を支援することを通して、御社が進めようとしている新規原発である上関原発建設の白紙撤回の実現を目標に活動する市民団体です。

さて、御社が山口県知事に提出した、2019年6月10日付「工事竣功期間伸張許可申請書」及び2019年10月8日付「一般海域内行為許可申請書」について、理解出来ない点がありますので、下記の通り質問します。お手数ですが、2020年4月10日（金）迄に文書にてご回答下さい。ご回答はまとめることなく、質問事項毎にご回答下さい。

なお、本質問書並びに御社による回答書はいずれも公開の扱いとさせていただきますのでご承知おきください。

記

1. 「工事竣功期間伸張許可申請書」について

(1)御社は、本申請に当たり、国が2013年に施行した「新規制基準」（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則）を前提にされています。しかし、原子力規制庁によれば、そもそも新規原発建設のための新規制基準は策定作業にも入っていないとのこと（2019年6月7日に実施した、原子力規制庁との協議にて確認）。「新規制基準」を上関原発に適用した理由を法的根拠を以て、ご説明下さい。

(2)御社は、2013年の「新規制基準」に照らして陸上ボーリング調査検討を2016年8月上旬までしたというのですが、3年余もの長期検討期間は合理的且つ適正とは考えられません。内実があるのでしたら、詳細をご説明下さい。

(3)更には、海上ボーリング調査決定（2019年5月下旬）までは、6年余を費やしています。前項と同じくご説明下さい。

(4)3年6ヶ月伸長の中6ヶ月が海上ボーリング調査に見込まれていますが、海上ボーリング調査期間を公有水面埋立免許に含めることが出来ると考えた法的根拠についてご説明下さい。

2.「一般海域内行為許可申請書」について

(1)御社は、本申請を10月8日付で山口県知事に提出していますが、2019年6月10日付「工事竣功期間伸張許可申請書」提出から遅れること約4ヶ月後です。同申請書添付の「海上ボーリング調査工程表」(補足資料3)に照らしても極めて非合理的な措置です。どうして4ヶ月も遅延したのかご説明下さい。

(2)本申請時点で、海上ボーリング調査期間及び全工程期間は修正せざるを得ないはずですが、修正版を山口県知事には提出したのでしょうか。していない場合は、その理由をご説明下さい。

(3)本許可が基づく、山口県「一般海域の利用に関する条例」第5条の一は「公衆の一般海域の利用に著しい支障」が生じる場合、許可してはならないと定めています。ところが、御社は、現場海域を漁場としている山口県漁協祝島支店の同意を得ずして申請しました。条例違反でしかないこの様な申請をどうしてしたのでしょうか。

以上



事務局報告

1. 2020年度会計（2020.4.1～2020.5.31）

(1)通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科目	予算	期間	年度累計	備考	科目	予算	期間	年度累計	備考
会費	170,000	87,000	87,000		会議費	15,000	0	0	
寄付金	150,000	18,000	18,000	内訳下欄	事務費	20,000	2,829	2,829	4-5月分
前年度繰越	1,023,560	1,023,560	1,023,560		広報費	150,000	22,498	22,498	News印刷/送料
雑収入		0	0		活動費	270,000	0	0	
					旅費	200,000	0	0	
					その他	70,000	0	0	
					雑費	23,000	5,071	5,071	
					雑費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	5,071	5,071	郵便振替手数料
					予備費	207,899	—	—	
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小計	1,185,899	30,398	30,398	
					残高	0	1,098,162	1,098,162	
合計	1,185,899	1,128,560	1,128,560		合計	1,185,899	1,128,560	1,128,560	

【寄付金協力者（敬称略）】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

浅井 知子 田村伊美子 宮本 輝男
 大谷 利夫 林 洋武 吉武 栄次
 島村真知子 牧野 邦久 (他、匿名5件)

(2)裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科目	期間	年度累計	備考	科目	期間	年度累計	備考
前年度繰越金	204,000	204,000		弁護士事務費補助	0	0	
寄付金	27,000	27,000	内訳下欄	残高	231,000	231,000	
合計	231,000	231,000		合計	231,000	231,000	

【裁判費協力者（敬称略）】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

浅野 容子 島村真知子 馬場 浩太 藤井 郁子 宮本 輝男
 浅野 隆造 中嶋 光雄 廣岡 綾子 溝田 一成 (他、匿名2件)

2. 会員登録状況 会員登録者数 179名（2020/6/8現在）

原告の皆様へ 裁判費にご協力下さい

裁判の主体は、あくまで原告と被告です。しかしながら、本訴訟では、原告の委託を受けた代理人である弁護士が、多くを自弁して下さっています。少なくとも、印紙代や送料等の実費程度は原告で負担したいという思いで、裁判費特別会計が設置されています。

原告の方は、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。10,000円/年を目処にお願いしていますが、実状に応じて結構です。原告以外のご支援も歓迎します。

会費を納入して下さい 1,000円/年

登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前の他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右（E-mailの方は本文冒頭）にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承下さい。

寄付にご協力下さい

当会の運営は、会費と皆様からの寄付金のみです。皆様のご協力をお願い致します。寄付金のみ（会員登録なし）も受け付けています。同封の振替用紙をご利用下さい。

刑事告訴について 一其の二

小畑 太作

去る5月8日付で、山口地方検察庁より「処分通知書」が送られてきた。予想どおり不起訴とのこと。が、何の説明もない。ネットで調べると、不起訴理由を知りたいければ請求しなければならないという非民主的な旧態依然の仕組みらしい。それで、5月12日付で「不起訴理由請求書」を郵送したところ、5月13日付で「不起訴処分理由告知書」が返送されてきたのだが、中を見て驚いた。理由は「嫌疑なし」のたった四文字だったのだ。

さて、次は検察審査会への申立となるわけであるが、ここで残念ながら考え直し、覚悟を決めた。理由は「嫌疑なし」の四文字である。この場合のそれは「被害なし」と同義であろう。つまり、殆ど何の捜査もしていないと言うことなのだ。

ところで、当初からこれは告訴ではなく告発にすべきかとも考えた。しかし、公権力者の違法行為によって被害があるならば、あるいは中電が受けている不当な利益の事実があると言われれば、検察の正義は動き始める事を期待したし、そうでなければならぬと考えた。告訴であろうが告発であろうが、その事実を捜査し、より掘り下げて、法に基づき罪を言葉化するのには検察官の仕事

であり、あるべきだから、あえてより困難であろう告訴にしたのだが、やはりそれは理想でしかないというこの国の現実に向き合う覚悟が出来たということである。

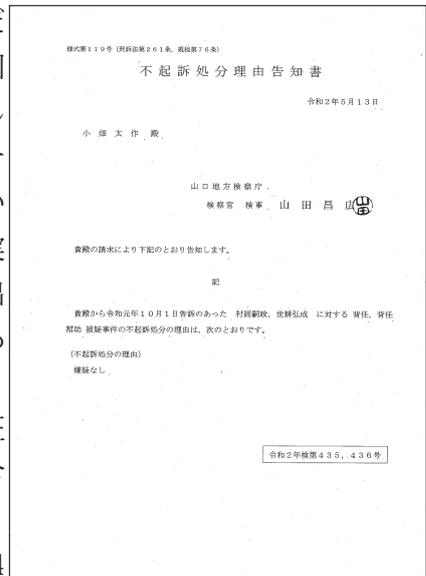
審査請求には、証拠を用意し告発も含めよう。

取り急ぎ、5月14

日付で、検察審査会には「審査申立書」を提出はしたが、追加の理由書と資料を提出することとし、現在審査を保留としている。

先ず必要なのは、知事と元経産相の違法行為によって、①中電が享受した不当な利益と、②住民への被害を、あの黒川元検事でも分かるように立証することである。

(おばた・たいさく／原告)



上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから3年、竣工期限の前日2012年10月5日、中電は竣工期間延長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から4度も及ぶ補足説明を経て、2013年2月26日、標準処理期間も越えて許否の判断をしませんでした。続いて知事は、同年3月19日、今度は回答期限を1年とする5度目の補足説明を中電に求め、更にまた1年、また1年と、都合7回の補足説明を求めるといった行為によって、その間、免許は失効しないとしたのです。そして、2016年8月3日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり(13条の2)、更に「正当」の内容についても別途定めがあります(『港湾の行政の概要』)。

この行政の権力濫用に対して、2013年6月11日、市民有志によって違法な公費支出に対しての住民監査請求が行われましたが、同年8月2日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり2013年8月30日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018年7月11日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に240円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りを行いました。

2020年1月22日、4回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告受理申立書を2月4日に広島高裁に提出、続いて4月22日に上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

上関原発住民訴訟



HP引っ越しのため検索に出ないかも知れません。その場合は、ご面倒ですが、

<http://midoribashi.wixsite.com/juaminsoshou>